

令和4年度 消費生活相談の まとめ

令和4年度も新型コロナウイルスの影響が続ぎ、ウィズコロナが生活に定着した1年となりました。消費生活センターには、2771件の相談が寄せられました。

若者を中心とした もうけ話トラブル

20歳前後を中心に、副業や、もうけ話に関する相談が数多くありました。「SNSなどから誘導され借金をして契約したが、もうからず、解約を求めても応じてもらえない」「ほかの人を勧誘し入会させるように説明された」など、マルチまがいの副業話の相談もありました。令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられており、若年層は特に注意が必要です。

男性の脱毛エステのトラブル

脱毛エステは女性だけでなく、男性ニーズの高まりから利用が拡大していますが、事業者の倒

産も増加しています。「利用していたエステが倒産し、前払いした代金が返金されない」「エステの予約や解約のために電話をかけてもつながらない」などの相談が女性だけでなく男性からも相次ぎました。

まだまだ続く

悪質な定期購入トラブル

シニア層にもスマホの利用が広がり、SNSやゲームに出てきた広告に「初回限定」や「定期縛りなし」とあり、「すぐに解約できると思い申し込んだが、解約しようとしても電話がつながらない」「申し込みの途中で定期購入のコースに誘導されていた」などの相談が多数寄せられました。

そのほかに「格安スマホに乗り換えたが、今まで契約していた携帯電話会社と同等のサービスやサポートが受けられなくなった」という相談や、電気・ガスの高騰による相談、海外から不審な荷物が届いたなどの相談も寄せられました。

契約はくれぐれも慎重に。契約内容や解約・返品のルールを確認して、何かおかしいと思ったら契約を控えましょう。

困消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500